

税制に対する意見

平成 20 年 10 月

 社団法人 **中部経済連合会**

目 次

はじめに	1
I 税制抜本改革の基本的方向性についての提言	2
1 税制抜本改革の必要性	
2 主要課題と基本的考え方	
(1) 間接税を中心とした税体系の構築	2
(2) 日本経済の活力の維持・強化に資する税制	2
(3) 少子高齢化社会に適する税制	3
(4) 財政再建に向けた改革	3
(5) 地方分権の推進にあたり整合性のある税制	4
II 平成 21 年度税制改正に向けての意見	4
1 法人税制	
(1) 国際租税制度	4
(2) タックスヘイブン税制	4
(3) 連結納税制度	5
(4) 欠損金の繰戻還付	5
(5) 年金に関する税制	6
(6) 受取配当金益金不算入制度	6
(7) 特定の事業用資産の買換特例	6
2 地方税制	
(1) 課税自主権	6
(2) 固定資産税	6
3 地球環境問題に対処する税制	
(1) 省エネ税制	7
(2) 環境税	7

4	道路特定財源	
(1)	一般財源化	8
(2)	暫定税率、自動車関連税制	8
5	個人税制	
(1)	所得税	8
(2)	個人金融資産の形成に関する税制	8
(3)	納税者番号制度	9
6	景気浮揚と中部圏活性化に資する税制	
(1)	景気浮揚に資する税制	9
(2)	中部圏活性化に必要な税制	9

「税制に対する意見」

はじめに

わが国は、バブル崩壊後の景気低迷を脱するべく、金融財政政策、経済構造改革を推進してきた。この結果、今日に至るまで戦後最長といわれる景気回復を達成してきたが、一方で進む少子高齢化・人口減少、財政赤字の拡大、年金制度改革など解決すべき多くの課題を抱えたままとなっている。

加えて、ここにきて、資源エネルギー価格の高騰や米国のサブプライムローン問題に端を発する景気の下押し圧力によって、比較的順調であったわが国経済も変調を来しつつあり、これを克服するために、先般、政府から物価、産業、雇用労働、医療福祉などの各般にわたり財政出動を伴う「安心実現のための緊急総合対策」が公表されたところである。

考えるに、国の採るべき政策は、経済の成長、財政の健全化、国民の暮らしの安心、生活水準格差の是正、国際競争力の維持向上、地方経済の活性化など政策目標の優先順序付けを明確にした上で、総合的、体系的に策定され、統合的に運用されるべきものである。

政策体系の中にあって特に、租税政策については、諸政策の財源の調達と充当という点で特別の地位を占めるものであることに鑑み、ここに税制改革のあり方について当会の意見を提起する。

意見の策定に当たっては、長期的な課題である経済の活力維持、少子高齢化社会への対応、財政の健全化、地方分権の推進等を重点的に取り上げつつ、最近陰りが見られる国内景気の浮揚、企業活動の一層の活性化にも意を用いた。

意見は、税制抜本改革の基本的方向性についての提言と、平成 21 年度税制改正に向けての意見とに分けて示すこととした。

I 税制抜本改革の基本的方向性についての提言

1 税制抜本改革の必要性

グローバル化の進展による国際競争の激化、著しい経済成長を続ける途上国の猛烈な追い上げなど、わが国を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

国内に目を向けても、少子高齢化社会の到来に伴い増大する社会保障費への対応、先進国中最悪の財政赤字、また、地方の活性化に向けた地方分権化の必要性といった課題が山積している。

このような課題を抱える情勢下において、わが国は経済成長を維持していかなければならず、そのためには諸政策の根幹をなす税制の抜本改革は待ったなしで推進しなければならない。

2 主要課題と基本的考え方

(1) 間接税を中心とした税体系の構築

わが国が経済成長を維持していくためには、個人や企業の活力を最大限に引き出すことが不可欠であり、経済活動への悪影響が比較的小さく効率的であるとされる税体系、すなわち間接税の比率の高い税体系の構築が必要である。

しかしながら、わが国の税収の直間比率は、直：間＝73%：27%となっており、OECD諸国の中でも間接税の比率が最も低い部類に入っている。

このため、現在の所得税・法人税など直接税を中心とした税体系から、負担が勤労世代に偏らず幅広い世代が公平に負担する消費税など間接税を中心とした税体系へと移行すべきである。

(2) 日本経済の活力の維持・強化に資する税制

経済成長のためには、わが国企業のグローバルな競争を支援する税制、および外国企業の対内投資やわが国企業の積極的な設備投資を促進する税制の構築が必要である。

しかしながら、これらに影響する法人実効税率は40.69%と、OECD諸国の中でも高い水準に属するとともに、新興国である中国25.0%、韓国27.5%などと比較しても高い位置にあり、国際競争力を阻害する要因のひとつになっていると考えられる。

このため、法人実効税率のさらなる引き下げを図ると同時に、実質的な税負担が軽減される様々な租税措置が講ぜられるべきである。

なお、法人実効税率の引き下げに際しては、税率引き下げに伴う税収減を抑制するために、赤字法人への課税強化など課税ベースの拡大を検討すべきである。

(3) 少子高齢化社会に適する税制

急速な少子高齢化、高齢者の増加は、年金・医療・介護などの社会保障費の増大をもたらすとともに、担税力の中心である勤労世代の減少による税収基盤の弱体化をもたらす。

このため、少子高齢化社会を維持・克服するためには、国民各層・各世代が広く公平に負担する消費税の拡大を図るべきである。

加えて、少子化をくい止めるために、育児支援に関わる諸施策を統合的に整備し子育て世代の負担軽減措置を講ずるべきである。

なお、消費税率引き上げに際しては、特に税率が二桁となった場合、「逆進性」の緩和策として、「軽減税率」の導入など中低所得者層への配慮や、社会保障制度と一体とした高齢者層の負担増緩和への配慮を検討すべきである。

また、軽減税率の導入により複数税率となった場合には、正確な税額算出のために、インボイス方式の導入が不可欠となる。

(4) 財政再建に向けた改革

わが国のGDPに占める財政赤字の割合は、OECDの試算で181.6%と先進国中最悪の水準となっており、国際社会における信用を維持するためには、財政赤字を将来に先送りすることなく、着実に縮減していく必要がある。

このため、歳出削減を徹底し、前例に囚われない思い切った予算の重点配分を行ったうえで税収の拡充を図り、長期的課題としての公的債務残高削減に向けてプライマリーバランスの黒字化を早期に達成すべきである。

特に、プライマリーバランスの黒字化については、確固とした道筋を示し、国民に理解を求めるべきである。

(5) 地方分権の推進にあたり整合性のある税制

各地域は少子高齢化の進展度合が異なる上、産業の集積状況にも特色があり、また、国際化の姿も個性がある。このような状況を踏まえると、国の政策立案・施行は各地域に共通する最低限の事項にとどめ、**各地域が特性に応じた政策を自ら直接立案・施行する割合を高める必要がある。**

このため、自治の権限を可用な財源の強化とセットで地域に移譲する**地方分権体制**、さらには**道州制**へと移行すべきである。

地方分権を推進するにあたっては、地方自治体はまず歳出削減・財政健全化の自己統治能力を示すべきである。

各地域の可用な財源は、地方税収入等の狭義の自主財源と、交付税制度により交付される広義の自主財源の二つが基本となる。狭義の自主財源については、偏在性が大きく景気の影響を受けやすい地方法人二税を本来の制度趣旨に見合うものへ縮減するとともに、偏在性が比較的少なく景気変動に左右されにくい地方消費税を拡充することで、トータルとして収入の安定・強化を図るべきである。広義の自主財源については、現行の交付税制度を各地域の主体的意思によって水平的に財政を調整できる制度へと行財政制度を改革すべきである。

II 平成 21 年度税制改正に向けての意見

1 法人税制

(1) 国際租税制度

わが国の法人実効税率が高いために、内国法人の海外利益や外国子会社の利益が海外に留保されたままになっており、国内での研究開発や設備資金に必要な資金還流が阻害されており、わが国の経済成長に悪影響を及ぼしている可能性が高いと考えられる。

このため、海外子会社から受け取った配当に対しては国税・地方税ともに非課税とするなど、海外に蓄積された利益や資金の国内への還流を促進する租税環境を整備すべきである。

(2) タックスヘイブン税制

タックスヘイブン税制については、法人所得に対する税率が 25% 以下の国を軽課税国と定義しているが、近年の各国の法人実効税率の引

き下げ状況をみると定義が実態にそぐわなくなっている。

このため、軽課税国の定義を実態にあわせて20%以下へと引き下げるべきである。

また、内国法人がタックスヘイブン国に設立した子会社については、営業実態があるにもかかわらず、それが正当に評価されず、否認されるケースが少なくない。

このため、営業実態の有無が現実即して妥当に判定されるように基準を見直すべきである。

(3) 連結納税制度

連結納税制度については、わが国企業の国際競争力の強化を目的として導入されたものであるが、あまり利用が進んでいない状況にあり、改善を図る必要がある。

連結グループ内の取引における寄附金は損金不算入とされているが、連結グループを一体とみなす制度趣旨に合わないため、損金算入を認めるべきである。

また、税務に時価評価が適用されているために、子会社の連結時に「のれん」が発生し、結果として未実現利益に対して課税されることとなる。このため、実現主義の観点から制度見直しを行うなど「のれん」に対しては課税しない措置を講ずるべきである。

さらに、連結納税制度適用・加入時の措置においては、子会社連結後は当該子会社の繰越欠損金によって連結課税所得を相殺できないために、連結の意義を損なっている。このため、連結後も当該子会社の課税所得の範囲内においても当該子会社の繰越欠損金で相殺できるようにすべきである。

(4) 欠損金の繰戻還付

欠損金の繰戻還付については、平成4年度改正以降、厳しい財政状況を理由に適用が停止されたままになっているが、事業年度は計算上の区切りに過ぎず、区切りの前後で利益と損失の通算が妨げられるのは非合理的である。このため、欠損金の繰戻還付は早期に再開すべきである。

(5) 年金に関する税制

企業年金の運用資産に課税する特別法人税については、平成 23 年 3 月 31 日まで課税が凍結されているが、拠出時・運用時非課税の年金税制の基本原則に鑑み、撤廃すべきである。

また、企業型確定拠出年金については、老後の資産形成に向けた自助努力を促進するため、拠出限度額の引き上げおよび加入者個人によるマッチング拠出を認めるべきである。

(6) 受取配当金益金不算入制度

法人の受取配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また、平成 14 年度税制改正において廃止された特定利子に関する措置について復活させるべきである。

(7) 特定の事業用資産の買換特例

事業用資産における長期保有土地等から土地・建物等への買換の特例制度が平成 20 年 12 月 31 日に期限を迎えるが、企業の資産の買換えを通じた設備投資を支援するために、適用期限を延長すべきである。

2 地方税制

(1) 課税自主権

課税自主権については、地方分権化に向けてさらなる活用が求められているが、新たな追加負担を求める前に既存の歳出を徹底的に見直すべきである。法人・個人を問わず住民全体が受益する重要施策の財源については一般予算から支出されるのが原則であり、財源を求めて法人等一部の住民への課税が行われるべきではない。

また、特定の目的のために一部の住民に課税する場合は、事前の検討段階においては、対象となる施策の必要性について審議するだけでなく、税制の専門家を交えながら、財源の捻出方法についても審議することが必要である。

(2) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、家屋や償却資産に対する固定資産税については行政サービ

スとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源として適当でない。

特に、償却資産に対する固定資産税については、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点からも問題があり、将来的には廃止を検討すべきである。

なお、減価償却制度が改正されて償却限度額が撤廃されているが、地方税である償却資産税については従来の制度が維持されている。

したがって、論理的整合を欠いた状態となっている上、企業に対して「二重帳簿」管理の負担を強いる結果となっている。

このため、固定資産税についても、償却限度額を撤廃すべきである。

3 地球環境問題に対処する税制

(1) 省エネ税制

地球温暖化は、地球規模での対応が必要な最重要課題のひとつであり、真摯に対処していく必要がある。

わが国としては、わが国企業の優れた環境・省エネ技術を普及促進させるとともに、さらなる技術革新を支援することが重要であり、かかる観点から、税制面においては、エネルギー需給構造改革投資促進税制や、省エネ等に関連する税制の拡充を図るべきである。

その一環として、平成 20 年 12 月 31 日に期限を迎える住宅の省エネ改修促進減税の期限延長の措置、太陽光発電の導入や省エネ機器への買換えを促進する税制措置などの民生部門における施策も講ずるべきである。

(2) 環境税

温室効果ガスの排出に課税するいわゆる「環境税」については、わが国が導入しても、国際的に足並みをそろえなければ、生産拠点が租税負担のない国に移転してしまうことになり、地球規模で見た場合、温暖化防止に対する効果には疑問がある上に、わが国の国内産業の空洞化を引き起こす恐れがあるなど多くの問題点を指摘できる。

このため、基本的には「環境税」および同様の効果を持つ環境税制には反対である。

4 道路特定財源

(1) 一般財源化

地方においては、道路へのニーズは非常に高いにもかかわらず、依然として整備は十分とは言えない状況にある。このため、道路特定財源が一般財源化されても、必要な道路を整備するための予算は十分に確保すべきである。

(2) 暫定税率、自動車関連税制

揮発油税、地方道路税、自動車取得税、自動車重量税および軽油引取税等の自動車関連諸税については、現在、本則税率を上回る暫定税率が適用されており道路整備などに充てられている。厳しいわが国の財政状況を考慮すると、自動車関連諸税全般について、税収の減少をもたらす本則税率への復帰は困難と考えられる。しかしながら、暫定税率の維持については、税目ごとに納税者が納得できる根拠を示し理解を得るべきである。

また、あわせて、複雑な自動車関連諸税の整理・簡素化を図るべきである。

5 個人税制

(1) 所得税

少子化対策の観点から、出産や子育てに対する負担を軽減できるように、税制面での子育て世代への支援を図るべきである。

具体策としては、共働きの勤労者世帯等を対象とした、幼稚園・保育所費用やベビーシッター費用の所得控除を認める“子育て支援控除”の導入が効果が大きいと考えられる。

なお、このような制度の導入に際しては、既存の配偶者控除、扶養控除を見直すことで税収中立となるよう設計すべきである。

現在議論されつつある給付付き税額控除制度については、既存の各種給付制度との整合性を踏まえて検討すべきである。

(2) 個人金融資産の形成に関する税制

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得間における損益通算を幅広く認めるなど、

この流れに応じた施策を講じつつ、金融所得課税の一元化の方向を目指すべきである。

なお、証券投資に係る税制については、適切な限度を設けつつ小口の継続的長期投資を非課税とする制度や高齢者の投資を非課税とする制度など、小口の投資家や高齢者に配慮した税制を整備すべきである。

(3) 納税者番号制度

徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の透明性および納税の公正性を確保するために、納税者番号制度を導入すべきである。

6 景気浮揚と中部圏活性化に資する税制

(1) 景気浮揚に資する税制

景気浮揚のための緊急避難措置である定額控除方式による所得税・個人住民税の特別減税と併せて、平成 20 年 12 月 31 日に期限を迎える住宅ローン減税制度の適用期限の延長および制度の拡充を図ることによって、個人消費の拡大、住宅投資需要の喚起や裾野の広い住宅産業の活性化を促進すべきである。

(2) 中部圏活性化に必要な税制

中部圏の活性化のためには、中部国際空港やスーパー中枢港湾である名古屋港・四日市港の利用促進と租税負担軽減は欠かせないものである。

このため、中部国際空港に関する法人事業税の外形標準課税を軽減する特例措置をしばらくの間延長するとともに、スーパー中枢港湾における荷さばき施設等に係る固定資産税・都市計画税の特例措置を延長すべきである。

以上